

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電 話 0248-31-2520
※祝日対応可能。ただし土・日、12/30～1/3 までを除く

担 当 _____
※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 天神町介護保険センターの概要

(1) 事業者の名称、所在地等

事業者名	天神町介護保険センター
所在地	福島県白河市勘定町22
介護保険指定事業者番号	0770500072
サービスを提供する対象地域	白河市内全域

(2) 同センターの職員体制・職務内

	資格	常勤	非常勤
管理者	主任介護支援専門員	1名	
介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名	
介護支援専門員	介護支援専門員	2名	

(3) 営業時間

月～金	8:30～17:30
土・日	定休日

※ 土・日曜日の他の休業日（12月30日～1月3日）

(4) 365日・24時間の連絡体制

必要に応じ利用者の緊急事態等での相談に対応できるよう、365日・24時間の連絡体制をとっています。お困りの時は下記連絡先までお電話下さい。

※ 緊急連絡先 ・0248-31-2520

3. 居宅介護支援の提供の方法

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービスの新規作成およびその変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、「社会福祉法人くわの福祉会 個人情報管理規程」（以下「個人情報管理規程」と記す）第 10 条に基づき、利用者および家族に面接して課題の把握・分析を行い、居宅サービス計画を作成します。作成された居宅サービス計画は利用者に交付し、利用者および家族の同意を得ます。
- (2) 介護支援専門員は、サービス提供にあたって特段の事情がないかぎり、少なくとも月 1 回は利用者の居宅を訪問し、利用者等の意向、満足度、援助目標の達成度等の把握に努めその結果を記録します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者の介護認定や介護認定の更新及び変更があった場合、サービス担当者会議の開催や担当者への照会等により、居宅サービス計画の内容についてサービス担当者の意見をもとめ計画作成の見直しを行います。尚、サービス担当者会議はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行う場合があります。利用者又はその家族（以下、「利用者等」）が参加する場合にはテレビ電話等の装置の利用に関して利用者等から同意を得た上で行います。
- (4) 利用者が医療機関に入院した際は、当該医療機関に対して担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝え下さい。宜しければ、担当介護支援専門員の名刺を医療保険証、介護保険証、お薬手帳、かかりつけ医療機関の診察券と一緒に保管しておいて下さい。
- (5) 介護支援専門員は、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等に意見を求めることとなります。その際は、主治の医師に対して居宅サービス計画を交付します。
- (6) 介護支援専門員は、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況及び担当介護支援専門員がモニタリング等の際に把握した利用者の状況等について、主治の医師等に必要な情報伝達を行います。
- (7) 利用者は、居宅介護支援の提供の開始の際に介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。
- (8) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙（「訪問介護等」紹介状況一覧）の通りです。
- (9) 介護支援専門員は、必要に応じて、多様な主体等が提供する日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス（介護保険法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画作成を行います。
- (10) 当事業所は、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、PDCA サイクルを構築・推進し、提供するサービスの質の向上に努めて参ります。
- (11) 当事業所は、「高齢者虐待防止法」の規定に従い、利用者の尊厳の保持・人格の尊重の達成に向けて虐待の防止に関する措置（虐待防止対策を検討する委員会の設置、虐待防止のための指針作成、虐待防止に向けた研修の実施）を講じて参ります。
- (12) 当事業所は、職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント）防止に向けた指針の作成、相談体制を構築し、ハラスメント対策を推進して参ります。
- (13) 当事業所は、感染症や災害発生時も利用者に対する支援継続を図るための計画書を令和 6 年 3 月末までに策定し、必要な研修及び訓練を順次行って参ります。

4. 利用料金

(1) 料 金

お支払いいただく料金は下記のとおりです。

※介護保険料の滞納等により、一旦利用料金をお支払いいただく場合があります。その場合は、当センターで発行したサービス提供証明書を後日市町村窓口に提出し、お支払いいただいた料金の払い戻しを受けることができます。

※支払い方法：料金が発生する場合は、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので20日以内にお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払の方法は、原則として口座引落をお願い致します。

①利用月毎の料金

	1ヶ月あたりの利用料金	1ヶ月あたりの自己負担
要介護区分1～2	10,760円	無 料 (介護保険適用時)
要介護区分3～5	13,980円	
特定事業所加算Ⅲ※1	3,090円	

※1 当事業者は、国の定める特定事業所加算Ⅲの基準を満たしており、当該加算を算定します。

②算定要件の発生毎に加算される料金

加 算 項 目	1回当りの料金	自己負担額
初 回 加 算	3,000円	無 料 (介護保険適用時)
入院時情報連携加算Ⅰ	2,000円	
入院時情報連携加算Ⅱ	1,000円	
退院・退所加算(Ⅰイ) 連携1回	4,500円	
退院・退所加算(Ⅰロ) 連携1回(カンファレンス参加)	6,000円	
退院・退所加算(Ⅱイ) 連携2回以上	6,000円	
退院・退所加算(Ⅱロ) 連携2回(内1回はカンファレンス参加)	7,500円	
退院・退所加算(Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上はカンファレンス参加)	9,000円	

緊急時等居宅 カンファレンス加算	2,000円	無 料 (介護保険適用時)
ターミナルケア マネジメント加算	4,000円	
通院時情報連携加算	500円	

※初回加算は、新規利用または要介護状態区分が2段階以上変更となった場合のご利用の際に算定されます。

※入院時情報連携加算Ⅰは、当該利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定されます。

※入院時情報連携加算Ⅱは、当該利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定されます。

※退院・退所加算は、病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設からの退院・退所に当たって、当該医療機関、介護保険施設等の職員と面談若しくは担当医等との会議（カンファレンス）にて当該利用者に関する必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスに関する調整を行った場合に算定されます。また、入院・入所期間中に必要な連携を図った回数及びカンファレンスへの参加の有無によって算定される加算項目が異なります。尚、面談はテレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行う場合があります。また、利用者又はその家族（以下、「利用者等」）が参加する面談がテレビ電話装置等を介して行われる場合には利用者等から同意を得た上で行います。

※緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより、当該病院または診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じ居宅サービス等の利用調整を行った場合、1月に2回を限度として算定されます。

※ターミナルケアマネジメント加算は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿って、多職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思確認を基本とした支援を行った後に、在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ情報提供した場合に算定されます。

※通院時情報連携加算は、利用者が医師の診察を受ける際にケアマネジャーが同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定されます。尚、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で行います。

※利用実績のない月についても、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」という。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理表の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は基本報酬の算定を行います。また、算定した理由については説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。

③交通費

サービスを提供する対象地域：白河市内全域にお住まいの方は無料です。

④要介護認定等に係る申請代行

無 料

⑤サービス実施記録の複写物の交付料

無 料

(2) 支払方法

料金が発生する場合は、毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、20 日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

まず、お電話等でお申し込みください。その後、当センターにお出で頂くか、または、職員がお伺いし、正式な申し込みをお受けします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。

ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合（※退所時期が入所前に予測されており、利用者が退所後も契約継続を望む場合は除く）

イ) 利用者がお亡くなりになった場合

ウ) 介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)・要支援と認定された場合

④ その他

利用者や家族が当センターやその介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. 秘密保持

① 当センターやその介護支援専門員は、個人情報管理規程第9条、第11条3項に基づき、正当な理由がない限り、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

- ② 当センターは、使用する者が退職後、在職中に知り得た利用者、利用者家族または代理者等の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 当センターは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ④ 当センターは、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

7. 事故発生時の対応

- ① 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、代表者に報告します。
- ② 当センターは、サービスの提供にともなって、当センターの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

8. 当法人の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

天神町介護保険センターをはじめとした、くわの福祉会の介護保険事業所は、白河市を中心とした地域のみなさんの高齢者福祉に対する切実な要望から、自ら「天神町デイサービスセンター建設協力会」を平成11年6月に結成し、広く市民に訴え、協力の輪を広げ1000人にのぼる協力者の結集によって、その基礎を築いてきた事業所です。

住み慣れた地域の中で高齢期をおくことは、前述の協力者のみなさんをはじめ、地域に暮らす多くの方々の望みです。当事業所はこの要望を実現するため利用者の人権を守り、プライバシーを大切にしたい取り組みを真正面に据え、地域のボランティアや家族のみなさんをはじめとする多くのみなさんの参加のもと協同の力で取り組んでいます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ① 事業者名 天神町介護保険センター
- ② 所在地 白河市勘定町22
- ③ 介護保険事業所番号 0770500072
- ④ 指定年月日 平成12年4月1日

9. サービス内容に関する相談・苦情

(1). 当施設の相談・苦情受付担当、苦情解決責任者、第三者委員

・相談・苦情受付担当 : 野口 敦子 (管理者)

【Tel.0248-31-2520】

・苦情解決責任者 : 安部 和佳子 (所長)

【Tel.0248-31-2540】

- ・第三者委員
- ： 織井 希江（くわの福祉会後援会事務局）
【TEL024-962-3951】
齋藤 征男（元行政職員）
【TEL024-938 - 3520】
先崎 伍郎（元くわの福祉会理事）
【TEL080-5736-5603】
東瀬 聖子（ケアハウスはやま利用者）
【TEL024-905-0179】

(2). その他

当施設以外での相談・苦情窓口等の受付。

※ 白河市： 高齢福祉課 介護保険係【0248-22-1111】

※ 福島県： 福島県国民健康保険団体連合会【024-528-0040】

10. 当法人の概要

- (1). 名称・法人種別 社会福祉法人 くわの福祉会
(2). 代表者役職・氏名 理事長 多勢 芳朗
(3). 本部所在地・電話 福島県郡山市大槻町字西勝ノ木5番地の1
【024-962-3939】

11. 記載内容の基準日

令和5年6月1日

令和 年 月 日

居宅介護支援利用開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

【事業者】

所在地 白河市勘定町2-2
名称 天神町介護保険センター

代表者 管理者 野口 敦子

説明者

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明及び交付を受けました。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

【代理人】・【代筆者】

氏名 _____

利用者との関係 (_____)